

賃上げを実施する適用期間の比較表

事業年度の場合（契約締結予定日の属する年度内に賃上げ開始）

	令和7年度												令和8年度												令和9年度												令和10年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
事業年度													契約予定日の属する年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
事業年度 (4月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												提出期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
事業年度 (5月開始)	比較対象期間											賃上げ表明期間											提出期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</

※事業者によっては、会社の事業年度が9年度である可能性あり。その場合でも問題ない。

暦年の場合（契約締結予定日の属する年内に賃上げ開始）

			令和7年度												令和8年度												令和9年度												令和10年度																	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
												契約日の属する年（令和8年の場合）						契約日の属する年（令和9年の場合）																																						
比較対象期間												賃上げ表明期間						提出期間																																						
												比較対象期間						賃上げ表明期間						提出期間																																

※ 賃上げ計画の達成書類を提出するのは青色の「提出期間」中に東北森林管理局経理課まで提出をお願いします。